

神奈川県立平塚湘風高等学校PTA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県立平塚湘風高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校と家庭とが協力し、連携を深めて生徒の教育に当たり、家庭、学校、社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校との連携を緊密にし、教育の振興を図る。
- (2) 生徒の心身の健全な発達に努める。
- (3) 会員相互の親睦と教養の向上を図る。
- (4) 学校の教育環境の整備に努める。
- (5) その他本会の目的達成に必要な活動を行う。

(方針)

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。従って、如何なる営利的、宗教的、政治的活動をしてはならない。

- 2 本会は、本会と目的を同じくする他の社会団体及び機関と協力することがある。但し、他の如何なる団体の支配・統制・干渉を受けるものではない。
- 3 本会は、学校の管理や教員の人事には干渉しない。

(会員)

第5条 本会の会員は、学校に在籍する生徒の父母又はそれに代わる者(以下保護者という)、及び学校に勤務する教職員とし、会員は全て平等に権利と義務を有する。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 4名(保護者2名、教職員2名)
- (4) 会計 3名(保護者2名、教職員1名)
- (5) 会計監査 2名
- (6) 顧問 4名(校長、副校長、教頭、及び事務長)

- 2 前項のうち、事情がある時は、副会長を3名にすることができるものとする。

(選出)

第7条 役員は年度当初の定期総会(以下総会という)において次の中から多数決で選出される。

- (1) 総会当日、会員席から指名された者。
- (2) 役員候補者指名委員会(以下指名委員会という)により指名された者。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、会長が運営委員会に諮り、これを委嘱する。

(役員候補者の指名)

第8条 役員候補者の指名は次のとおり行われる。

- (1) 運営委員会は、次の指名委員を推薦し、委員長、副委員長を含め、会長が委嘱する。
 - (ア) 保護者の中から4名を推薦する。
 - (イ) 教職員の中から副校長(教頭)を含む2名を推薦する。
 - (ウ) 運営委員の中から2名を推薦する。
- (2) 指名委員会は、各々の役員に対し、候補者をあげ、総会に報告する。
- (3) 役員候補者の指名は、会員席からなされる場合も、指名委員会によって報告される場合も、その名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
- (4) 指名委員会は、11月以降に発足し、総会をもって解散する。
- (5) 指名委員(教職員を除く)は、役員になることはできない。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補充された役員の任期は前任者の残余期間とする。

(任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、総会、運営委員会、及び各委員会（指名委員会を除く）の招集、各委員会の委員並びに委員長、副委員長の委嘱を行う。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には代理を務める。
 - (3) 書記は、総会並びに運営委員会の議事を正確に記載し、保管すると共に、本会の庶務を処理し、各会合の通知を発送する。
 - (4) 会計は、本会の財産を管理し、全ての金銭の収入支出を正確に記載しておく。また、総会において、会計監査を経た決算報告をする。
 - (5) 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 - (6) 顧問は、本会の運営について適切な助言をすると共に、学校運営との連絡調整に当たる。
- 2 役員は他の役員及び委員（特別委員会を除く）を兼ねることはできない。但し、学校徴収金運営協議会については、この限りではない。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

(総会)

第12条 総会は各年度の始めに開催し、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算報告
- (2) 新年度役員の選出並びに就任
- (3) 新年度の事業計画及び予算
- (4) その他必要な事項

2 総会の日時及び議題は、運営委員会の承認を経て、会長がこれを告示する。

(定足数・議決)

第13条 総会の定足数は、全会員の3分の1とし、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。但し、委任状をもって出席に代えることができる。

(議長)

第14条 総会の議長及び書記は、出席会員の中から選出する。

(臨時総会)

第15条 運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の3分の1以上の同意をもって要求のあった場合には、会長は臨時総会を招集する。

第4章 運営委員会

(構成)

第16条 運営委員会は、役員（但し、会計監査は除く）及び各常任委員会の委員長、副委員長によって構成される。

(任務)

第17条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 各委員会で立案された事業計画の審議
- (2) 総会に提案する議案の作成（但し、第12条の(2)は除く。）
- (3) 特別委員会の設置
- (4) その他必要ある事項の審議

(開催等)

第18条 運営委員会は、総会に次ぐ議決執行機関であり、必要に応じて随時開催する。

- 2 委員の3分の1以上の同意をもって要求のあった場合には、会長は運営委員会を開催しなければならない。
- 3 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第5章 委員会

(常置委員会)

第19条 本会に常置委員会を置く。

(特別委員会)

第20条 特定の目的を遂行するため運営委員会が必要と認めた場合は、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の任務、構成、委員の選出と任期等については、その都度運営委員会が定める。

(各委員会の細目)

第21条 常置委員会の種類及び各委員会に関する細目は細則で定める。

第6章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、入会金、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 入会金及び会費は、細則に定めるところにより納めるものとする。

(会費)

第23条 本会の会員は、次の会費を納めるものとする。

- (1) PTA 会費 (2) 教育振興費 (3) 図書費

(予算及び決算)

第24条 本会の経費は、総会で承認された予算に従い執行する。決算は、会計監査を経た後、総会に報告し承認を得る。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 細則

(細則)

第26条 本会の運営に必要な事項は、細則で定める。

(細則の改正)

第27条 細則は、本規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て改正することができる。

- 2 改正の結果は、直後の総会に報告しなければならない。

第8章 改正

(規約の改正)

第28条 本規約は、運営委員会に諮り、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

- 2 改正案は、総会の7日前までに全会員に知らせなければならない。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 また、移行期の生徒に関して、平成21年度の第2学年及び、第3学年、平成22年度の第3学年の会員については、次の項を追加し、適用する。
- 3 神奈川県教育委員会規則に定めるところにより授業料の全部若しくは一部を免除されている会員については、会費を免除することができる。

神奈川県立平塚湘風高等学校PTA細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、各委員会に関する細目及び会計に関する詳細、並びに会員の慶弔、出張旅費等、本会の運営に関して必要な事項について定める。

第2章 委員会

(常置委員会)

第2条 PTA規約第19条にいう常置委員会は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会 (2) 環境・安全対策委員会 (3) 年次委員会 (4) 成人委員会

(任務)

第3条 各委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会 会報を発行し、本会の活動を会員に知らせること。
- (2) 環境・安全対策委員会 学校の教育環境と生徒の安全(交通安全、薬物乱用防止)に関して必要な対策を講ずること。
- (3) 年次委員会 会員相互の親睦と教養の向上に努め、生徒の健全な成長を目指すこと。
- (4) 成人委員会 会員相互の親睦と教養の向上に努めること。

- 2 各委員会の企画立案事項は、運営委員会の審議を経て実施する。

(構成)

第4条 各委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会 各年次若干名の保護者と教職員2名
- (2) 環境・安全対策委員会 各年次若干名の保護者と教職員2名
- (3) 年次委員会 各年次若干名の保護者と教職員4名(内、年次代表3名)
- (4) 成人委員会 各年次若干名の保護者と教職員2名

(選出)

第5条 委員の選出は、年度初めに運営委員会が推薦し、会長が委嘱する。

- 2 各委員会は、互選により委員長1名・副委員長1名以上を選出し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、原則として3年間とする。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

(運営)

第7条 各委員会は、必要に応じて開催するほか、運営委員会の要請により臨時に開催することがある。

第3章 会計明細

(入会金と会費の額)

第8条 PTA規約第22条及び第23条の規定に基づき、入会金と会費の額については、次の通りとする。

- | | | |
|------------|------------|--------|
| (1) PTA入会金 | 生徒1人につき | 4,000円 |
| (2) PTA会費 | 生徒1人につき、年額 | 4,800円 |
| (3) 教育振興費 | 生徒1人につき、年額 | 6,000円 |
| (4) 図書費 | 生徒1人につき、年額 | 2,400円 |

2 PTA入会金及びPTA会費について、2人以上の生徒が在籍する会員の場合は、1人分についてののみ納入する。

3 教職員は、PTA会費のみ納入する。

(入会金と会費の納入時期)

第9条 前条の(1) PTA入会金については、生徒の入学時に5,000円を納入する。

2 前条の(2)～(4)の会費については、6月の諸費納入日に全額を納入する。

第4章 慶弔

(慶弔規定)

第10条 会員及び生徒の慶弔については、内規で定める。

第5章 旅費

(旅費規定)

第11条 会員の出張旅費の支払いについては、内規で定める。

第6章 細則の改正

(細則改正)

第12条 本細則及び慶弔規定、旅費規程は、運営委員会の議決により改正することができる。

2 改正の結果は、直後の総会に報告しなければならない。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日改定とする。(入会金の金額変更)

神奈川県立平塚湘風高等学校PTA慶弔規定

本会会員に関わる慶弔については、原則として次の通りとする。

1 慶事

- | | |
|------------|--------|
| (1) 教職員の結婚 | 5,000円 |
|------------|--------|

2 弔事

- | | |
|------------------------------|----------------|
| (1) 生徒の死亡 | 10,000円と花輪又は生花 |
| (2) 会員(配偶者を含む)の死亡 | 5,000円と花輪又は生花 |
| (3) 教職員の父母(同居する義父母を含む)及び子の死亡 | 5,000円と花輪又は生花 |

3 教職員の異動及び退職の場合 在職期間に応じて以下の金額とする。

- | | | |
|--------|------|--------|
| (1) 異動 | 3年以上 | 5,000円 |
| | 2年 | 4,000円 |
| | 1年 | 3,000円 |
| (2) 退職 | 3年以上 | 5,000円 |
| | 2年 | 4,000円 |
| | 1年 | 3,000円 |

(但し、死亡退職の場合は、2の(2)を合算する。)

4 会員の被災に対する災害見舞金 実状に応じた見舞金

(運営委員会で審議し決定する。)

5 一年間活動した運営委員(本部、各委員長・副委員長)に対しては、記念品(QUOカード1,000円)を贈呈する。

6 その他、特別な事情がある場合は、運営委員会で審議し決定する。

附則

この慶弔規定は、平成21年4月1日から施行する。

この慶弔規定は、令和6年4月1日改定とする。